

# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(四四・環境整備課).....	1
○特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表(四五・環境整備課).....	1
○地域森林計画の変更(四六・水と緑推進課).....	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出(四九・商業貿易室).....	1
○道路区域の変更(五〇・五二・道路課).....	2
○道路の供用開始(五三・道路課).....	3
○河川区域の変更による廃川敷地等(五四・河川砂防課).....	3
○建築基準法による道路位置の指定(五五・北秋田地域振興局建設部).....	3
公告	
○一般競争入札の実施(障害福祉課).....	3
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	4
○県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部).....	4
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....	4
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管理課).....	4
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(三).....	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四).....	6
○政治団体の解散の届出(五).....	7
○政治団体の収支に関する報告書(六).....	7
○公職の候補者の資金管理団体の届出(七).....	8
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(八).....	8

**秋田県告示第四十四号**  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第十二条第七項の規定により産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第八項の規定により産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第九項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。  
 一 縦覧に供する書類の名称 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書  
 二 縦覧期間 平成十九年一月二十六日から平成二十年一月二十五日まで  
 三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

**秋田県告示第四十五号**  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第十二条の二第八項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画が提出され、及び同条第九項の規定により特別管理産業廃棄物処理計画実施状況の報告があったので、同条第十項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。  
 一 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書  
 二 縦覧期間 平成十九年一月二十六日から平成二十年一月二十五日まで  
 三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

**秋田県告示第四十六号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、米代川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城  
 「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

**秋田県告示第四十七号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城  
 「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城  
 「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

**秋田県告示第四十八号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、子吉川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城  
 「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

**秋田県告示第四十九号**  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典 城

一 届出事項の概要  
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 文化産業株式会社 代表取締役 朴 碩 道  
 大館市字馬喰町一番地  
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランド大館店  
 大館市字下綱三百二十五番一外十九筆  
 (三) 小売業を行う者の名称及び住所  
 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一  
 (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成十九年九月二十日  
 (五) 店舗面積の合計  
 三千三百四十二平方メートル

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。  
 一 縦覧に供する書類の名称 特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書  
 二 縦覧期間 平成十九年一月二十六日から平成二十年一月二十五日まで  
 三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

- (六) 駐車場の収容台数  
百九十九台
- (七) 駐輪場の収容台数  
六十二台
- (八) 荷さばき施設の面積  
二百四十・一〇平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
五十四・〇〇立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社ヤマダ電機  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時四十五分から午後十時十五分まで

- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数  
二か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前九時から午後九時まで
- (十三) 届出年月日  
平成十九年一月十九日
- (十四) 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 産業部 商工課  
縦覧期間  
平成十九年一月二十六日から同年五月二十六日まで

- (十五) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
  - (十六) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - (十七) 意見を述べる者の氏名及び住所
  - (十八) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (十九) 意見を述べる理由
- 秋田県告示第五十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十九年一月二十六日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			湯沢栗駒公園線	湯沢市高松字上地二五三番一地先から二五三番三地先まで	八・九〇〇〜一四・八〇	〇・〇三七
			湯沢栗駒公園線	"	八・九〇〇〜一二・七〇	〇・〇三七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十九年一月二十六日から同年二月八日まで
- 秋田県告示第五十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			十二所花輪大湯線	A 鹿角市花輪字地羅野四四番一二地先から四七番六まで	一〇・〇〇〇〜二三・〇〇〇	〇・一〇七
			十二所花輪大湯線	B 鹿角市花輪字地羅野四二番二から一番七地先まで	一五・〇〇〇〜四六・〇〇〇	〇・一七七
			十二所花輪大湯線	鹿角市花輪字地羅野四二番二から一番七地先まで	一五・〇〇〇〜四六・〇〇〇	〇・一七七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月二十六日から同年二月八日まで

秋田県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 路 名	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
大館鷹巣線			北秋田市栄字竹原岱九七番二から栄字摩当四番一〇まで	八・〇〇〇〇	〇・八五五
大館鷹巣線			〃	八・〇〇〇〇	〇・八五五
大館鷹巣線			〃	八・〇〇〇〇	〇・八五五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月二十六日から同年二月八日まで

秋田県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十九年一月二十六日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百四十一号	仙北市田沢湖田沢字大深沢外四 四国有林地内

- 二 供用開始の期日 平成十九年一月二十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月二十六日から同年二月八日まで

秋田県告示第五十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成十九年一月二十六日

一 供用開始の区間

位 置	種 類	面 積
仙北市田沢湖卒田字荒町二百九十一番から二百九十六番まで	土 地	四〇一・三七平方メートル

- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年十二月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

秋田県知事 寺 田 典 城

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。  
その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十九年一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市坊沢字深閑街道下五十九番地 有限会社ゴダイ 代表取締役 高 杉 弘 章	北秋田市伊勢町八十三番四、八十三番七、八十三番八、八十三番九、八十三番十、八十三番十一	三二・四四メートル	六メートル	平成十九年一月十七日

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、

公告する。  
平成十九年一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 調達する役務の名称及び数量
  - (二) 障害者自立支援法指定事業所管理システム構築業務 一式
  - (三) 調達案件の様式
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 履行期間
  - (六) 契約締結の日から平成十九年三月十五日(木)まで
  - (七) 履行場所
  - (八) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁舎二階障害福祉課
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (三) 過去において、地方公共団体が行う障害福祉サービスないし、介護福祉サービスの事務処理システムを受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
    - 郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - 秋田県健康福祉部障害福祉課(電話番号〇一八―八六〇―一三三三)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
    - 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年一月二十六日(金)から一月三十一日(水)までの期間、随時交付する。
  - (三) 入札執行の日時及び場所
    - 平成十九年二月六日(火) 午後二時 秋田県庁舎四階西会議室
  - (四) 入札保証金
    - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六条から第六百六十三条までに規定するところによる。
  - (五) その他
    - (一) 入札の方法
      - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
      - (二) 入札の無効
      - (三) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
      - (四) 落札者の決定方法
        - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
      - (五) 提出書類等
        - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
        - (六) その他
          - 詳細は、入札説明書による。

- 一 申請のあった年月日
    - 平成十九年一月九日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
    - 特定非営利活動法人 N P O E T C H
  - 三 代表者の氏名
    - 小川 淳二
  - 四 主たる事務所の所在地
    - 秋田県由利本荘市石脇字山ノ神十一番地九百四技研テクノロジ―株式会社内
  - 五 定款に記載された目的
    - この法人は、秋田県を基点にして広く全国・全世界に対して学術・科学技術の振興を図り、広く人類に貢献することを目的とする。学術・科学技術に関する調査研究、民間企業・大学の研究機関などで研究開発されている知的資産を事業化するための研究開発、を行い、学術・科学技術の振興、経済活動の活性化、まちづくりの推進、雇用機会の拡充など、に寄与することを目的とする。
- 平成十九年一月十八日県営土地改良事業(桧山第二地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
- 平成十九年一月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	北秋田市綴 子字胡桃館 三番四二	宅地	八七八・七三	土地 七、七二〇、 〇〇〇 建物 五、二八九、 〇〇〇 (税抜き価格)
		建物及び付帯	六九〇・三九	
二	北秋田市綴 子字胡桃館 三番四五	宅地	二二三・三四	八、〇三〇、 〇〇〇
		建物	四一・三二	
三	男鹿市船越 字狐森一四 七番二	宅地	六九三・八九	〇〇〇
		宅地	六九〇・四三	
四	秋田市新 城中野字街	宅地	二二六・	二九三、
		宅地	一五五	

一 入札に付する物件の所在地、面積等  
秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平鹿郡大雄村阿気土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年一月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月二十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

政治団体の名称	自由民主党秋田県秋田市第二支部	代表者氏名	中 泉 松 司	会計責任者氏名	鎌 田 孝 直	主たる事務所の所在地	秋田市土崎港北七丁目一の二十二	届出年月日	平成十八年十二月七日
	その他の政治団体	政治団体の名称	代表者氏名	鎌 田 孝 直	主たる事務所の所在地		届出年月日		平成十八年十二月七日

  

番号	一	場 所	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八六―六二―一二五二)	期 間	平成十九年一月二十六日(金)から二月八日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
	二、三、四	場 所	秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)	期 間	平成十九年一月二十六日(金)から二月十三日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

  

五	湯沢市御園地町三九二番五	建物	七六・〇三	建物	〇〇〇〇
四	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台九二番七	宅地	二七六・五九	〇〇〇〇	八三五
三	道端西二四一番四七二	山林	六八	〇〇〇〇	

  

番号	場 所	日 時
一	秋田県北秋田地域振興局第一会議室	平成十九年二月九日(金)午後一時三十分
二、三	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十九年二月十四日(水)午前十時三十分
四	秋田県五城目警察署三階大会議室	平成十九年二月十五日(木)午前十時三十分
五	秋田県雄勝地域振興局第一会議室	平成十九年二月十六日(金)午後一時三十分

  

番号	場 所	日 時
五	秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八三―七三一―八一九七)	平成十九年一月二十六日(金)から二月十五日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

  

**選挙管理委員会告示**

秋選管告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十八年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

  

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

印鑑及び登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

八 その他

物件三については、秋田都市計画地区計画において緑地に指定されているため住宅等は建築できない。

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

石川平臣後援会	鎌田 清	齋藤 嘉憲	秋田市下新城岩城字上向八十	平成十八年十二月一日
中泉松司後援会	佐藤 昭司	鎌田 孝直	秋田市土崎港北七丁目一の二十二	平成十八年十二月十五日
ダイゴサポートアーズ	松浦 大悟	佐藤 隆興	秋田市山王三丁目一の二十五 九百三号	平成十八年十二月二十五日

秋選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年十二月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日										
自由民主党大仙市神岡支部	<table border="1"> <tr> <td>政治団体の名称</td> <td>自由民主党大仙市神岡支部</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>大仙市神宮寺字家後八の十一</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>竹原 弘治</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>斉藤 始</td> </tr> <tr> <td>会計責任者の職務</td> <td>宮原 竜也</td> </tr> </table>	政治団体の名称	自由民主党大仙市神岡支部	主たる事務所の所在地	大仙市神宮寺字家後八の十一	代表者	竹原 弘治	会計責任者	斉藤 始	会計責任者の職務	宮原 竜也	平成十八年十二月二十八日
政治団体の名称	自由民主党大仙市神岡支部											
主たる事務所の所在地	大仙市神宮寺字家後八の十一											
代表者	竹原 弘治											
会計責任者	斉藤 始											
会計責任者の職務	宮原 竜也											
自由民主党神岡支部	<table border="1"> <tr> <td>政治団体の名称</td> <td>自由民主党神岡支部</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>大仙市神宮寺字金葛百二十三</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>富樫 正男</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>斉藤 義孝</td> </tr> <tr> <td>会計責任者の職務</td> <td>小林 勇一</td> </tr> </table>	政治団体の名称	自由民主党神岡支部	主たる事務所の所在地	大仙市神宮寺字金葛百二十三	代表者	富樫 正男	会計責任者	斉藤 義孝	会計責任者の職務	小林 勇一	"
政治団体の名称	自由民主党神岡支部											
主たる事務所の所在地	大仙市神宮寺字金葛百二十三											
代表者	富樫 正男											
会計責任者	斉藤 義孝											
会計責任者の職務	小林 勇一											

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日				
石川ひとみを育てる会	<table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>今井 節子</td> </tr> </table>	代表者	今井 節子	平成十八年十二月四日		
代表者	今井 節子					
三浦秀雄後援会	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>由利本荘市薬師堂字谷地三百の十一</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	由利本荘市薬師堂字谷地三百の十一	平成十八年十二月六日		
主たる事務所の所在地	由利本荘市薬師堂字谷地三百の十一					
土谷勝悦後援会	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>横手市十文字町字西上四十五番地の三</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	横手市十文字町字西上四十五番地の三	平成十八年十二月十一日		
主たる事務所の所在地	横手市十文字町字西上四十五番地の三					
中川たけお後援会	<table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>中川 猛夫</td> </tr> </table>	代表者	中川 猛夫	平成十八年十二月二十五日		
代表者	中川 猛夫					
	<table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>木村 敢</td> </tr> </table>	代表者	木村 敢			
代表者	木村 敢					
	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>由利本荘市石脇字田頭二百八の二</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>横手市十文字町睦合字川前百七十</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	由利本荘市石脇字田頭二百八の二	主たる事務所の所在地	横手市十文字町睦合字川前百七十	
主たる事務所の所在地	由利本荘市石脇字田頭二百八の二					
主たる事務所の所在地	横手市十文字町睦合字川前百七十					
	<table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>関谷 春雄</td> </tr> </table>	代表者	関谷 春雄			
代表者	関谷 春雄					

能代山本政治経済研究会	会計責任者の職務者	大谷 優子	安田 由春	平成十八年十二月二十六日
中田じゅん後援会	代表者	佐藤 武比古	大谷 ミヤ子	"
くろさき一紀後援会	代表者	鈴木 幸次	安田 由春	"
中村弘美後援会	代表者	佐々木 武松	杓沢 貫之	平成十八年十二月二十七日
	代表者	加藤 博明	加藤 徳治	"
	代表者			"

秋選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十八年十二月一日から同月三十一日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年一月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
田中由巳後援会	田 口 美 江	平成十八年十一月三十日	平成十八年十二月四日
藤嶋次男後援会	進 藤 了	平成十八年十二月十三日	平成十八年十二月十五日
ささき十三夫後援会	辻 小 二 郎	平成十七年十二月三十一日	平成十八年十二月十九日
工藤喜久男後援会	見 上 廣 美	平成十八年十二月二十二日	平成十八年十二月二十二日
三浦慶久後援会	進 藤 清	平成十八年十二月二十五日	平成十八年十二月二十六日

秋選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年一月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	報告年月日 平成18年12月4日
Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	ア 収入・支出の総額 3,550円
Ⅱ 報告書の要旨	イ 収入総額 3,550円
Ⅰ 収入及び支出のある団体	ロ 前年からの繰越額 0円
(1) その他の政治団体	ハ 本年の収入額 0円
政治団体の名称 田口由巳後援会（平成18年分）	ニ 支出総額 0円

政治団体の名称 **藤嶋次男後援会** (平成18年分)  
 報告年月日 平成18年12月15日  
 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 200,000円  
 前年からの繰越額 200,000円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 0円  
 政治団体の名称 **工藤善久男後援会** (平成18年分)  
 報告年月日 平成18年12月22日  
 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 362,009円  
 前年からの繰越額 9円  
 本年の収入額 362,000円  
 (イ) 支出総額 362,009円

収入・支出の内訳  
 (ア) 収入の内訳  
 寄附 300,000円  
 個人からの寄付 300,000円  
 機関紙誌の発行その他の事業による収入 62,000円  
 その他の雑物事業 62,000円  
 合計 362,000円  
 (イ) 支出の内訳  
 政治活動費 362,009円  
 組織活動費 362,009円  
 合計 362,009円  
 収入及び支出のない団体  
 2 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
むさぎ十三夫後援会	平成18年12月19日
三浦慶久後援会	平成18年12月26日

**秋選管告示第七号**  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年一月二十六日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	主たる事務所の所在地		
松浦大悟	参議院議員(候補者) 者となろうとする者)	ダイゴサポーターズ	秋田市山王三丁目一の二十五 九百三号	松浦大悟	平成十八年十二月二十五日
中川猛夫	県議会議員(候補者) 者となろうとする者)	中川たけお後援会	秋田市川元松丘町五番三十一号	中川猛夫	"

**秋選管告示第八号**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年一月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
土谷勝悦	県議会議員	土谷勝悦後援会	主たる事務所の所在地	内	旧	平成十八年十二月十一日
				新	横手市十文字町睦合字川前百七十	
				横手市十文字町西上四十五番地の三		

**正 誤**

平成十八年九月八日(第千八百九号) 掲載の秋田県告示第六百六十七号(道路区域の変更)

(原稿誤り)  
 三ページの表中

区 間

仙北市田沢湖田沢字大深沢外四四国有林から四四国有林までは、

"



発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄